

子ども・子育て一般施策等への移行等について(案)

I 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)施行後の、児童発達支援センターの方向性について

1. 児童発達支援センターに求められる中核機能が発揮されるための人材配置、地域の事業所に対する相談・援助等の在り方について、どう考えるか。また、児童発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げを図っていくための仕組みについて、どう考えるか。

さらに、「福祉型」と「医療型」のセンターの一元化後の方向性について、どう考えるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P7より抜粋）

- 児童発達支援センターについては、当該センター以外の施設との役割・機能の違いが明確でないため、多様な障害等への専門的機能を強化し、児童発達支援事業所等に対する助言その他の援助を行う機関として、以下のような機能・役割を担うべきであることを明確化すべきである。
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- また、こうした役割・機能を総合的に果たすため、「児童発達支援センター」は、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定を併せて有することを原則とする方向で検討する必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）（P6、7より抜粋）

- 児童発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げが図られていくよう、
 - ・地域の障害児通所支援事業所が参加する研修や支援困難事例の共有・検討
 - ・市町村や地域の自立支援協議会の子ども部会との連携
- 等の実施を促進する仕組みを併せて検討していくことにより地域社会に障害児支援の意義や専門性を伝えていく役割が必要である。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P7、8より抜粋）

- 「児童発達支援」について、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするという障害児通所支援の理念をさらに進めるため、「福祉型」と「医療型」に区別せずに一元化する方向とし、全ての児童発達支援事業所において肢体不自由児以外にも含めた障害児全般に対する支援を行うべきである。

Ⅲ 子ども・子育て一般施策への移行等について

年少期より、障害の有無に関わらず、子ども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長することができる社会の実現を目指し、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）の推進を進めることが重要である。

1. 保育所等訪問支援について、支援の実態等を踏まえ、より適切な評価の在り方、支援の標準的な期間等について、どう考えるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P10より抜粋）」

- 保育所等訪問支援について、児童発達支援センターが地域のインクルージョンを推進する中核機関として果たす役割の重要性を勘案しつつ、個々の支援対象や時期、具体的な支援方法等の違いによる差異やタイムスタディ等の実態把握も踏まえ、改めてより適切な評価の在り方等を検討する必要がある。
- さらに、保育所等訪問支援は、基本的に、併行通園等の経験のない保育所等において、支援を実践しながら理解・展開・定着し、適切な支援を行うための経験と力量を向上させることを想定している。このため、個々の支援対象施設等の状況を十分に踏まえ、支援の終了の目安となる標準的な期間の在り方を併せて検討する必要がある。

2. 事業所による移行支援・併行通園に関して、支援の実態等を踏まえ、これらが効果的に実施されるための、適切な評価の在り方やプロセスの整理等についてどう考えるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P9、10より抜粋）」

- 児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて、個々の通所する障害児について移行支援が効果的に実施されるため、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至る一連のプロセスを効果的な標準的手法としてまとめ、わかりやすく提示することを検討する必要がある。
また、そうしたインクルージョン推進のための具体的なプロセスは、一定期間にわたり継続的に行われるべきことを踏まえ、適切な評価の在り方を検討する必要がある。
- さらに、併行通園等の実現に関しては、市町村には、保育所等の関係者に向けて、インクルージョン推進の意義と保育所等訪問支援の目的・内容、児童発達支援事業や放課後等デイサービスによる移行前後のサポートの状況や好事例などの理解・普及を図ることなど、大きな役割が期待される。市町村との連携の在り方を含め、児童発達支援事業・放課後等デイサービスにおいてインクルージョンを推進するための具体的なプロセスについて整理・提示していくことを検討する必要がある。この際には、学校との連携の視点も重要である。
- なお、現状の障害児通所支援の状況等を踏まえれば、こうした併行通園や移行の支援の取組が積極的に行われるように制度の在り方を検討する必要があるが、本来的な「インクルージョン」の推進とは地域社会への参加・包摂を進めることであることから、年少期より、障害の有無に関わらず、子ども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合い、成長することができる社会の実現を目指して、こうした取組も進められる必要がある。

第4回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ①

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【センターの中核機関としての具体的取組内容について】

- 保育園などでも最近では児童発達支援事業の設置を増やしていくということもあるようなので、保育園に行きつつ児童発達支援のところも支援できるように、センターはこのような地域を耕す体制を作っていくような体制整備をしていただきたい。
- センターが中核的に教育機関等に研修や広報活動として、時期を問わず保育所等訪問支援を受け入れていくことに移行支援やインクルージョンの意味があるということを発信していくことも必要。
- インクルージョンというのは包摂であり、障害のある子どもたちを地域の中に受け入れていくということになる。それをセンターが推進していくのは大き過ぎる。これは社会の受皿をつくっていく問題になるので、受入先までをセンターが開拓してつなげていくのは荷が重過ぎるのではないか。
- 保育所等や一般施策を巻き込んでいくことが非常に重要。例えば保育所の園長会がどんな機能を持っているのか、地域でどのように動かしていくのか、一般施策への働きかけも明示していかないと空回りになる。これからの子ども家庭庁での働きに非常に大きく期待している。

第4回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ②

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【地域全体の後方支援の効果的な推進について】

- 地域に出かけていき一番望まれるのは、必要なときに電話をしてすぐ出てくれること。困ったらできるだけ早く来てほしいというのが現場の声。それに応えられるような体制整備が必要。人の配置の仕方として出来高払いではそれに応えていくことはできないので、1年にわたって人を配置して、受けられるような予算配分や人的な体制整備が必要。
- 人材が十分揃っていないという議論はある。研修しなければいけないのではあるが、実際に人が動いていくほうが、研修の必要性であるとか、実は動いてみたら結構できるスタッフがいるといったこともたくさんあるので、人が揃う前に動かしていくシステムをつくっていくほうが先であり、動かしながら検証を重ねていくことが大切。
- 地域療育等支援事業は、地域全体がよくなるようにという仕掛けを持った事業なので、センターがやるとしたら、個別給付的な保育所等と地域療育等の良いところと一緒にあって、保育所、幼稚園だけでなく事業所もよくなる地域支援体制をつくっていく必要がある。
- 地域療育等支援事業に類する仕組みづくりをしていかないと、個別給付だけで全てインクルージョンを回し切るということは難しい。
- 0歳からずっと保育所に通っているお子さんの中に支援が必要なお子さんがいるケースは多々ある。そういったお子さんにリーチするための仕組みも考える必要がある。

第4回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ③

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【地域全体の後方支援の効果的な推進について（続き）】

- センターに相談したいが、どのような考えやノウハウでサポートあるいはコンサルテーションをしてくれるのかが見えないと相談しにくい。コンサルテーション機能に関してはすごくいいと思うが、どのような考えでコンサルをしているのか、インクルージョンに対してどのようなノウハウがあるのか、具体的なことを見える化していけると使いやすいのではないかと。
- 保育は保育のほうで大事にしてきた遊びを中心に集団をつくっていくという専門性がある。その中で、特別支援の知見ばかりを助言する進め方になると、全体的にバランスが崩れてしまう。保育の専門性も認めつつ、伴走型のコンサルテーションが望まれていくのではないかと。
- 児童発達支援に関して、インクルージョンの推進について考えていくとき、保育所等訪問でやる場合と巡回相談事業との役割をかなり傾斜して考えると、例えば巡回相談事業のほうは園全体を見られるので、インクルーシブな環境をつくれるような働きかけはそちらでやる。親御さんの意向を加味した個別的な支援に関しては、主に保育所等訪問支援。中心的役割は真っ二つに分けられないが、中心的役割をどちらでみなしていくかというのを考えていく必要はある。
- インクルージョンをコンサルテーションによって推進するときの専門性を明確にしていくべき。インクルージョンを進めていくためには、発達障害のある子どもさんがいると想定した形や、不安が非常に高い親御さんがいると想定した園全体への働きかけができるコンサルが必要になる。保育所等訪問でいうと、一人一人のお子さんがどう適応するかという支援ではなく、園全体をこういうふうにしてくれないと、インクルーシブにならないという園全体への支援をするためのコンサルテーションが必要。そのための専門性を高めるマニュアルがないと、非常に抽象的になってしまって、小さいところにばかり注意がいつてしまう。第一層支援を高めるためのコンサルテーションができる定式化が必要になるのではないかと。

第4回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ④

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【地域全体の後方支援の効果的な推進について（続き）】

- 家族を中心に考えることが大事。例えば日本版ネウボラとか、母子保健のほうでも早期の妊娠期の段階からずっと家族について支援を進めていく仕組みなども地域によってはできている。障害というのももちろん大事ではあるが、子育て支援の土台の上で、プラスして障害があったり、お子さんのニーズに合わせた支援という形での整備の方向に進んだ方が長期的に見るとよいのではないか。
- 社会的養護の必要なお子さんたちも、いわゆる障害というのは児童側の虐待ハイリスクではある。例えば母子手帳やサポートファイルなどを活用していくことや、要保護児童対策支援協議会の中では要保護児童だけではなくて要支援児童も対象になっているので、社会的養護の観点から考えても、要支援児童のケース検討というのは要保護児童対策支援協議会でできると良いのではないか。
- 放課後等デイサービスであれば、小学校1年生で入って高校3年生までずっと通所するケースもあり、そういった中に地域移行ができる可能性があるケースもある。そういった視点が不足しがちなので、外部の目として、コンサルテーション、ケース検討を含め、移行支援を推進していくような仕組みが必要。
- 地域連携は、地域で関わり方が随分違う。地域ごとにネットワークの組み方というのは現実的なところで検討する必要がある。
- センターとの関わりというところでは、営利法人などがセンターと少しお付き合いがしにくい、関係性を持ちにくいという現状があると聞く。そういう意味では、制度的な部分だけではなく、関係機関のインクルージョンというか、そういった活動を行政を通じて発信していただいて、中立的な立場で対象となるお子さんや親御さんに利用をしていただく関係性でお願いしたい。また、法的な部分に関しても、その辺りを柔軟に進めていただければと思っている。

第4回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑤

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【地域でのインクルージョン推進を行う際の自治体の関わり】

- 市町村の関わりが極めて重要。事業所が保育所等訪問支援を展開するときに、行政が幼、保、公、民、学童保育の5つのカテゴリーに説明会を開催し、情報提供をしたことでスムーズに事業をスタートすることができた例がある。何らかの形で市町村は必ず関わるということ強く押し出す必要がある。
- 市の取組として、事業所向けの研修をセンターが各区で行っている例がある。そこには保育園、幼稚園、学校まで来ている。そういうような仕組みをつくっていく必要がある。行政が主導で行政説明に来たり、研修の案内を市がメールで出したり、そういう取組が効果的だと思うので、自治体は地域をつくっていく時に大切な役割になる。

【センターの設置がない地域等の対応】

- センターが設置されていない地域、あるいはセンターが設置されていたとしても、児童発達支援事業所が十分にインクルージョンの中核的な関わりをし得るような力を持っている事業所だった場合、インクルージョンを推進することを報酬上も評価していく仕組みを考えることが重要。
- 地域によってかなり格差があるのは現実。必要な人に必要な手立てが届いていくというふうにはしなければならない。そのためには、あまりしっかりとというよりは、少し作り込み方が柔軟であってもよいのではないかと。必要な資源がどこにあるのか、どのように連携できて、インクルージョンに向けた必要な連携体制をその広域圏がしてくれるのか。いわゆる面的整備を意識しながらやる必要があるのではないかと。

第4回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑥

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【訪問支援員について】

- 訪問支援員の専門性というところでは、基本的に経験年数というのは関係なく訪問できるようになっている。心理職でも対外的な業務は5年ぐらいの経験がないと難しいという側面がある。保育所等側の大事にしているところをリスペクトして、しかも、共通言語で分かり合える言葉を使って支援をすると考えると、経験年数というところが分かりやすい目安になるのではないか。
- 違う文化の場所に訪問し、そこで大切にしている保育をリスペクトして、先生方に通じる言葉で話した上で、こどもの困り感や家族の困り感、保育士の困り感に寄り添ってアセスメントして手立てを一緒に考えていく。非常に繊細に丁寧に関わっていき、様々なこどもに対応できる力も要るので、本当に専門性が要る事業である。
- 専門性というところでは、やはり1人だとなかなかつらいし、力もつかないということで、少しチームということも考えてもよいのではないか。次世代を育てるという意味でも、チームで一定支援して、アセスメントして支援していくということを工夫していくことも大事なのではないか。

【保育所等訪問支援の運用の在り方について】

- 標準的な終了期間については、保育の現場で見ると、例えば同じ運動会であっても、3歳児が迎える運動会と5歳児の運動会では、集団や行事の作り方は相当違う。そうすると、支援を必要とするこどもに対して取り組むべきサポートの内容も異なる。全般的に伴走型で、その時々が発生してくる課題を一緒に解決していくほうが、保育士等を支えることになるのではないか。一律に全部決めるのではなく、ケースごとに決めていくようなシステムが望まれる。
- 終了期間については、実際の支援のニーズと必要性に応じて様々。一律に標準期間を設定するのは柔軟に議論したほうがいい。設定する場合には、支援のニーズに応じて延長することを可能とすることや、弾力的、柔軟的に設定をしていくことが必要。

第4回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑦

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【保育所等訪問支援の運用の在り方について（続き）】

- 保育所等訪問支援については、対象となる子どもを軸にして、支援が必要なお子さんを園として受入れる力自体を全体としてつけていくという狙いもある。標準期間を一律に決定することには決して賛成ではないが、インクルージョンの推進の観点から考えると、永久に利用するのがよいのかということもある。保育所等訪問支援自体が目指すものが何なのか、保育所等訪問支援を限定的なものとして考えるのであれば、どう引いていくのかという議論が必要。
- 一律に標準期間を決めて期間で区切るやり方は適切でない。児童養護施設への訪問の場合には、職員等と綿密な連携等も必要。また、外国の方で支援が必要な方もいる。保護者も日本語が分からない、お子さんも障害があって対応が難しいというケースはある。そのような場合も含めて、個別にアセスメントやモニタリングを行い、支援の必要性を判断すべき。
- 標準利用期間を定めることは、市町村側に間違った理解が及んでしまう危険性があり、この期間だけしか支給決定してはいけないという誤った理解をする可能性があるので、慎重に決めていく必要がある。
- 期待されている保育所等訪問支援だが、個別給付では期待されている機能にも限界がある。あれもこれもということ、個別給付だけでは到底無理。制度自体の役割も含めてもう一度整理する必要がある。
- 通所しグループをつくって発達支援をするのと、保育所等に出向いてお子さんの育ちを支えたり、御家庭を支えたり、場合によって保育所等のサポートをすることは、全く質が違うもの。そのための人材の育成が必要。

第4回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑧

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【保育所等訪問支援の運用の在り方について（続き）】

- 保育所に訪問したときに、対象のお子さんだけでなく、実は支援が必要なおさんは他にもいる。集団としての育ちがインクルージョンの推進の中では重要だと思う。
- 保育所等訪問支援は、保育所の立場からすると、クラスづくりだったり、園のインクルージョンを構成していくということも課題としてあるが、保護者へどうアプローチしていくのかということも保育所のほうのニーズとしてはかなり高いと思うので、そういったところにもアドバイスができることが必要。
- 現在の保育所等訪問支援の枠組みは非常に緩く、使いやすく設計されているので、残念ながらこれを裏手にとって、お金儲けに使われてしまっている部分があるように散見される。これは正していかなければならないが、保育所等訪問支援は様々なニーズが絡み合い動いていくものなので、自由度の高い制度であってほしい。
- 保育所等訪問支援の評価の在り方については、例えば加算という形で、児童発達支援等の個別サポート加算を保育所等訪問支援でも同じように適用されることが望ましい。
- 期間よりも提供時間の方が気になる。訪問時間が30分ぐらいで、経験のない方が訪問して観察だけして、あとは報告書を渡す。間接支援も直接支援もあまりされていない形で行われていて、1人の訪問支援員が1日に6か所ぐらい回っているという実態も聞く。期間も重要だが、ミニマムの時間を定めていただき、できるだけカンファレンス等の時間も取っていただく必要があると考えている。

第4回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑨

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【保育所等訪問支援の運用の在り方について（続き）】

- 保護者が我が子を受け入れていく過程の中で、保護者同士のつながりの中で、こどもに向き合うことができるようになったりするので、保育所等の御家族をどう支えていくかというのも今後の課題。
- 地域を支えるに当たり、自分のフィールドの中で学ぶ必要がある。今、外に出るときに保育所等だと、外に出た作業療法士の分、そこに作業療法士を配置しないといけないという現場的にはすごく出しにくい体制なので、現場でも活躍できて外にも行けるといふ兼務体制ができやすい体制が望まれる。
- 障害児相談支援事業所数自体が少ない地域もあることは承知しているが、地域にある複数の相談支援事業所の方々と実際にどのような形で障害児支援利用計画を書いているのか。期間等についても、その必要性をどのように計画に書いているのか、どのようなプロセスを経てそのような支給決定が行われているのか、地域の中で明らかにしていくような場づくりというものが必要。

【その他】

- こどもへの本人支援、地域の保育所等を支えることや家族を支えることにもなる。これを3つ同時に支援できるのがこの保育所等訪問支援の凄い機能。この制度そのものの意義というのは非常に大きい。
- 乳児院や児童養護施設も対象になっているが、例えば児童家庭支援センターとかでも預かりをされだしているところであったり、あるいはショートステイもあるかもしれないが、ソーシャルワークという意味でこどもが受皿となっているところ等、範囲を広めにするすることで、単に生活場面をどうするかというだけでなく、むしろソーシャルワークを展開していくために必要な情報をバックアップしていくようなところも、支援の効果を高めていくためには必要。

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【移行支援の在り方について】

- 移行支援はもちろん重要であるが、移行にも完全移行と併行利用があり、落としどころがどこになるのかというところで随分違ってくる。この辺りは何を求めていくのか丁寧に整理していかないといけない。
- 移行支援というのは当事者の意向がベースにあって、そこに向けて支援していくこと。センターあるいは事業所の中で本人と家族の意向をしっかりと踏まえて支援をしていくということになる。だから、ものすごく個別性の高い支援ということになる。インクルージョンとトランジションを整理して、センターの役割、事業所の役割と機能を調整する必要がある。
- 放課後等デイサービスの移行について、放課後等デイサービスの場合、どこに移行させるのかというイメージを持っているのか。小学校の間であれば学童保育という場があるが、中学校、高校になった場合、適切な移行先というのはどこになるのか。現状はあまり見当たらない。むしろ放課後等デイサービスが有効に機能して、彼らの自立生活に向けた取組を支援していくことが非常に重要な役割を果たしていくのではないかと。児童発達における移行ということと放課後等デイサービスにおける移行というのは、分けて議論すべきではないか。
- 移行支援に関して、トランジションというのはある活動からある活動へ場が変わるとか、プログラムが変わるとか、そういう具体的な変化が一応目的になってくるので、非常に具体的で分かりやすいかと思う。それは当事者と家族の意向が一番ベースになると思うが、保護者としてこういう移行をしたい、こういう意向を持っているというのは必ずしもすぐ明確になるものではない。また、イエスかノーかという割り切った判断がしにくいところがあると思う。それをどう形成していけるのかという支援の部分に移行支援として重視する必要がある。結果だけ移行していくということを目的とするのではなくて、プロセスをいかに支援するかという視点が必要。

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【移行支援の在り方について（続き）】

- 児童発達支援ガイドラインに、「障害のある子供の発達の状況や家族の意向をアセスメントし」という記載があるが、家族の意向はすごく大事だが、これはアセスメントすべきものではなくて、尊重すべきものだと思う。家族の意向を評価するというのと、家族の支援ニーズを評価するということが混同されてしまうと危険である。家族の支援ニーズは限りなく虐待リスクと裏腹の関係にあるので、家族の支援ニーズというところを前に出してきたら、結局、リスクアセスメントをしているということになる。いまの保護者は、母子保健のところから虐待のリスクアセスメントをされてくるので、フォーマルなアセスメントをすると、それは虐待を疑われているみたいな関係性が生じてしまう危険があり、支援の入り口のところで警戒心だったり緊張感が高まってしまう。それが支援を閉ざしてしまう、あるいは信頼関係を閉ざしてしまうみたいなのが出てくる可能性がある。そこを本当に注意が必要。支援をしていく上での基本的な姿勢として、家族の意向を尊重する。その家族の意向を我々としてはいかに受け止めるかということが専門性ということになってくるのではないかと。
- 幼稚園が終わった後に、児童発達支援に子どもが来る事業所もあるが、そのような場合には、午前中とか子どもたちを待っている時間もあるので、その時間帯に保育園や幼稚園に職員が行くということを進んでいくということも、これまでの支援とは違った形で考えられるのではないかと。理想を言えば本当にインクルージョンだが、理想ではなく現実的に保育園、幼稚園を支えていく支援もあってよいのではないかと。
- 放課後等デイサービスのインクルージョン推進については、発達障害のあるお子さんの場合、不登校になっているお子さんの居場所のなさがある。地域によっては放課後児童デイサービスを利用されている方もいる。トライアングルプロジェクトもあるが、学校と放課後等デイサービスのより密な連携というものも不登校のお子さんなどの場合には非常に必要になってくる。

第4回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑫

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【移行支援の評価の在り方について】

- 移行が完了した手当が報酬化されるといい。現在、児童発達支援事業で支援が終了したら加算がもらえるような仕組みはあるが、そこをもう少し活性化していく仕組みというのにも必要。
- 完全に幼稚園、保育所、場合によっては学童保育などに場所を移すという意味のトランジション、移行を評価するという考え方と、あとは、いわゆる併行通園という形で、そこだけではない場所も子どもたちが在籍することができる。それをバックアップ機能として児童発達支援や放課後等デイサービスが下支えしているということの評価することの両方が必要。その意味でいうと、移行や併行通園という状況が具現化してきているところが一つの評価になってもいいのではないか。

【その他】

- 保育所に対する配慮が必要。受け入れる側にもプラスアルファの受入体制を用意していかないと、移行については拒否反応やアレルギー反応が出る可能性がある。前向きなところでは、保育園が児童発達支援の指定を受ける。保育園の必要な保育士数に加えて、障害児を新たに受けるだけの枠を設けるような仕組みも必要。保育園側から自発的にというのは難しいでしょうから、ここは都道府県、市町村で調整いただきたい。地域の中にそういった児童発達支援の指定を受ける保育園をつくっていくということは、受け入れる保育園側には最低でも1名、2名ぐらい受け入れる余力がなければ難しい。ぜひ検討していただきたい。
- 幼稚園、保育園側の現場は3歳児、4歳児で30人1学級で大人1人。ここに障害がある子どもを受け入れられるかといったら、現実問題、保育園は比較的まだ受入れは柔軟ではあるが、幼稚園のほうはほぼ限界である。そうすると、幾ら入れてくれという願いをしても、受け入れられる現状にない。幼児教育の実際としてこれでいいのかという議論をしないとこのへんは進まないのではないか。インクルーシブの問題というのは社会の責任であるという観点から考えていかないと、進まないのではないか。

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【その他（続き）】

- 保育園の中で行われる児童発達の支援の在り方については、丁寧に議論していただきたい。保育と児童発達については、別のシステムを動かそうとしていることで、同じ土壌には乗らないのではないか。同じ枠組みでよいのであれば、別々の制度を立てておく必要は全くないと思うので、しっかりと議論の上で進めていただきたい。
- 保育所等訪問支援を有機的に活用してもらうには、ユニバーサルな支援ができるような保育所等であることが前提になってくると思う。こども家庭庁もできるので、障害児支援の枠組みだけでなく、保育所等でもユニバーサルデザインな保育等をやっていただくような取組をぜひ打ち出してもらいたい。
- インクルージョンをするために極めて大きくヒト、モノ、カネを投じなければ、それを実現する基盤さえ成し得ない子ども達もいる。（例えば重症心身障害児や行動障害が顕著な場合等）移行したいあるいは併行したいと言っても、そもそもそれを受け入れるあるいは受け止める場所がないという課題は非常に重要なポイントである。

子ども・子育て一般施策等への移行等について

【その他（続き）】

- 参考資料の中に、児童発達支援の37.7%が併行利用がないとなっている。行政のほうが併行通園にストップをかけている例があると聞く。そうすると、幾ら併行通園させたいと思っても、行政がそれを認めてくれないとやはり動かないところがある。現状どこでボトルネックになっているのか確認をした上で議論を進めないといけない。
- 重症心身障害にとってもインクルージョンというのはすごく大事。そこまでいかなくても触れ合いや交流の場というのは重要。しかし、重症心身障害児のインクルージョンはハードルが高い。保育園のようなところで重症児を長時間預かろうと思えば、看護師は複数名いないと回らない。予算措置も膨大になる。議論をしなければならないことは、本日出ている議論とは別のところにあり、取り組むべき課題であるし、そこを目指すべきであるということだけは申し上げたい。
- 放課後児童クラブもあるが、例えば普通学級に行っている発達障害の子たちは学校の中ですごく疲れてしまったり、自己肯定感が下がってしまったりする場合もあるので、放課後等デイサービスというのが、彼らの育ちやピアの関係性とかにとっては、大人になるまでしっかり支えていくというところで非常に大事な役割をしている実感がある。ですから、インクルージョンというよりは、兄弟や地域のこども達が利用できるような、共生型的な考えを模索することも必要。

Ⅲ. 子ども・子育て一般施策への移行等について

(前回の検討の視点の例)

(1) 児童発達支援センターの地域のインクルージョン推進の中核としての機能(※機能③)

- ・ 児童発達支援センターに、地域のインクルージョンを推進するための中核機関としての役割を求める場合、具体的にどのような役割や取組を求めることが考えられるか。
- ・ 役割分担・連携体制として、児童発達支援センターは、地域の中核機関として地域の保育所や児童発達支援事業所等と連携し、地域全体の一般施策への移行に関する後方支援を進め、一方、個々の事業所は、児童発達支援センター等と連携しつつ、自事業所に通所する個々の障害児について移行支援を行う方向性が考えられるがどうか。その場合、連携の効果的な方策についてどう考えるか。
- ・ 地域のインクルージョンを推進する体制整備は、市町村や都道府県等が中心となって進めていくことが考えられるが、児童発達支援センターとの効果的な連携や方策についてどう考えるか。
- ・ 児童発達支援センターの設置がされていない地域については、どのような対応が考えられるか。

(2) 保育所等訪問支援の具体的な方向性について

- ・ 保育所等訪問支援は、地域の保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う事業であるが、現状、事業者によって個々の支援対象や時期・頻度、具体的な支援方法等に差異がある。そのため、保育所等訪問支援がインクルージョン推進の観点から、役割や機能、支援の終了の目安となる標準的な期間も含め、有用と考えられる在り方について、どのように考えられるか。

(3) 児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおけるインクルージョンの推進について

(前回の検討の視点の例)

- ・ 個々の通所する障害児について移行支援が効果的に実施されるために、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至る一連のプロセスや、子ども・子育て一般施策との連携についてわかりやすく提示していく上で、必要と考えられる要素にはどのようなことが考えられるか。
- ・ 現行では、事業所を退所して保育所等への移行をしたときに、保育・教育等移行支援加算を算定できることとしているが、移行支援は一定期間にわたり継続的に行われるものであることを踏まえ、具体的にどのような評価の在り方が考えられるか。

【基本的な考え方(案)】

- 年少期より、障害の有無に関わらず、子ども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長することができる社会の実現を目指し、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）の推進を進めることが重要。
- その際障害児支援を、児童発達支援センター等が持っている専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等訪問支援等を積極的に活用して保育所等の育ちの場における障害児の支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが必要。

【対応の方向性に向けたポイントの整理（案）】

1. 児童発達支援センターの地域のインクルージョン推進の中核としての機能

（センターの中核機関としての具体的取組について）

- 地域におけるインクルージョン推進の基本的な考え方や重要性を、地域の関係機関等に共有していくことが重要であり、研修の機会等を通じて自治体とも連携しながら、インクルージョン推進の重要性について発信していくこととしてはどうか。
- また、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスについては、センターがコンサルテーションの機会も活用しながら、インクルージョン推進の重要性について伝えていく仕組みが必要ではないか。

【対応の方向性に向けたポイントの整理（案）（続き）】

（地域全体の後方支援の効果的な推進について）

- 地域全体の子ども・子育て一般施策等を後方支援する体制として、必要なときにできるだけ早く対応するためには、十分な人員の配置が必要ではないか。

（保育所等訪問支援とスーパーバイズ・コンサルテーションの役割分担について）

- 保育所等訪問支援とスーパーバイズ・コンサルテーションそれぞれの役割分担として、
 - ・ 保育所等訪問支援は、保護者等の意向に基づき、対象となるこどもを軸に、個別的な支援を通して園として障害児を受け入れる力をつけていく役割
 - ・ 一方でスーパーバイズ・コンサルテーションは、園全体に対して、インクルージョンが推進されるための環境をつくれるように働きかけることにより、園として障害児を受け入れる力をつけていく役割と整理することが考えられるがどうか。

（地域でのインクルージョン推進を行う際の体制整備）

- インクルージョン推進の体制整備については、地域の関係機関が幅広く関わることから、市町村や都道府県等が、地域に設置されている児童発達支援センターの機能や地域資源の状況等を踏まえながら、必要な連携体制を構築していくことが重要であり、センターが設置されていない地域においても、地域資源の状況等を踏まえながら、必要な連携体制を面的に整備していくことが重要ではないか。

2. 保育所等訪問支援について

【対応の方向性に向けたポイントの整理（案）】

（訪問支援員について）

- 保育所等が大事にしている理念や手法を尊重しながら、こどもや保育士等の困り感に寄り添いアセスメントを行い必要な手立てを考える力や、様々なこどもに対応できる力等の専門性が求められる。これを踏まえると、訪問支援員の専門性を評価する目安として、一定程度の経験年数（例えば5年）が必要と考えられるがどうか。
- 保育所等に訪問して集団生活への適応のための支援を行うのは、障害特性を踏まえることはもとより、訪問先での子どもの状態や保育所等の環境等も踏まえてアセスメントを行い、必要な手立て等の専門的助言をする技術が必要であり、通所で発達支援を行うこととは異なる専門性が求められる。障害特性や子どもの状態等に応じた適切な支援を行う観点や、人材育成の観点からも、チーム（複数名）でアセスメントや一定の支援を行うことも前提に、その評価を検討してはどうか。その際、ICTを活用することも検討してはどうか。

（保育所等訪問支援の運用の在り方について）

- 保育所等訪問支援は、保育所等に訪問して直接支援（行動観察や環境把握含む）や間接支援（カンファレンスを含む）をする等、様々な支援が含まれており、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価を行うことを検討してはどうか。
- 支援が必要な期間については、子どもの状態等によって様々であり、一律に標準的な期間を設けることは困難であるが、一定期間支援を行った以降は、アセスメントやモニタリングを行い、改めて支援の必要性を判断すべきではないか。その際、支援対象となるこどもの関係者等が、支援の必要性等について地域の中で話し合う場づくりが必要であると考えられるがどうか。
- 児童発達支援センター等が保育所等訪問支援等を活用して地域を支えていくため、保育所等訪問支援と児童発達支援センター等における職員配置について、質の向上は担保しつつ柔軟に対応できるよう配置の仕方について検討してはどうか。

3. 児童発達支援や放課後等デイサービスにおけるインクルージョンの推進について

【対応の方向性に向けたポイントの整理（案）】

（移行支援の在り方について）

- インクルージョンを推進する上では、障害特性や子どもの状態を踏まえつつ、通所する個々の保護者等の意向を尊重しながら取り組んでいくことが重要であり、併行通園等を後方支援していく支援と、子ども子育て一般施策へ完全に移行する支援等の具体的なプロセスについて、ガイドラインの作成を検討してはどうか。

（評価の在り方について）

- 現在、事業所を退所して、保育所等へ完全に移行した際には、保育・教育等移行支援加算の算定を可能としているが、一定期間にわたり継続的に行われるプロセスについては評価の対象としていない。インクルージョン推進におけるプロセスを評価することが必要であると考えらるがどうか。